

河川敷地の一時使用届出書

令和 年 月 日

国土交通省荒川下流河川事務所

出張所長 あて

下記のとおり河川敷地の一時使用について届出ます。

届 出 者	住 所	
	名 称 (会社名、学校名等)	
	氏名(代表者名)	
	届出に関する担当者 利用日当日担当者 メールアドレス	電話 電話 @
河 川 の 名 称	荒 川 水 系	荒 川 右 ・ 左 岸
使 用 目 的		
使 用 場 所	地先	
	(緊急用河川敷道路 ・ 天端 ・ その他 ())	
使 用 人 員	名	
簡易仮設物の名称、 構造及び数量	なし ・ 別添資料のとおり	
使 用 期 間 (予備日)	令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで (令和 年 月 日 () 時 分から) (令和 年 月 日 () 時 分まで)	
使用上の遵守事項 (※遵守事項及び出張所長からの指導に従わなかった場合には、以後1年間「河川敷地の一時使用届出書」の受理拒否はされても異議は申しません。)	河川の使用にあたっては、届出内容及び以下の事項を遵守します。 1. この届は排他独占的な河川使用の許可ではないことから、新・荒川下流河川敷利用ルールを守るとともに、他の河川利用者との利用調整を十分図り、必要な安全対策を行います。 2. 使用中は、緊急車両や他の河川敷利用者が通行できる道幅を確保します。 3. 周辺住民や他の河川利用者に迷惑をかけないように十分注意します。苦情が出た際には、速やかに届出をした者の責任において処理します。 4. 使用中は、気象情報に留意し、出水等の恐れがある場合は使用を中止し、自らの責任において対処します。なお、簡易工作物がある場合は速やかに撤去します。 5. 後片付け等の河川の美化・河川環境保全に万全を期し、ゴミは持ち帰ります。 6. 現況の敷地を改変せずに使用します。 7. 河川管理施設を損傷した場合は、速やかに出張所長に届け出て、その指示に従います。また、当該河川管理施設の原状回復に要する費用は、全て当方が負担します。 8. 使用が原因し、第三者に損害を与えた場合、当方が解決にあたります。 9. 出張所長から指導があった場合は、その指導に従います。	
そ の 他		

提出書類について (その他)

※この用紙を届出書と一緒に提出をして下さい

下記書類を1部作成し、届出書と一緒に提出して下さい。利用内容によっては、下記以外にも資料の提出をお願いする場合があります。

用意した資料に関しては□ (チェック欄) を■に塗りつぶして下さい。

該当しないものに関しては□に☒を記入して下さい。

- 実施内容がわかる資料 下記内容を充たす実施要項等があればそれを提出しても構いません
 - 企 画 書 : 他の利用者への安全管理体制等、利用の目的
 - 位 置 図 : 利用場所の位置、範囲を印す
 - タイムスケジュール : 準備から撤収までの流れ
 - 仮 設 物 一 覧 表 : 簡易な仮設物 (コーン、テント、机、椅子、仮設トイレなど現状と設置後の状況が変わるもの) として何をいくつ設置するかとその構造
 - 配 置 図 : 集合場所、誘導員、スタッフ、簡易な仮設物の位置

- 事前告知看板に関する資料
 - おおよそ1ヶ月前から設置可能です。イベントなどの届出と同時に届出することができます。
 - 看板の文面 (主催者の明記)
 - 設置日時及び場所
 - 設置方法

- 占用地の許可書の写し
 - 許可書の写し
 - ※ 沿川の自治体等が管理しているグラウンドや公園、緑地、橋の下を利用する場合は、その占有者の許可を得る必要があります。占有者への申請は各自で行って下さい。
 - ※ 占有者からの許可書が届出書提出時に間に合わない場合は、許可書が出来次第、速やかに写しを提出して下さい。
 - ※ 占有者から許可書等の書面が発行されない場合 (橋の下など) は、了解をもらった日時、相手方の名前及び連絡先が分かる資料を提出して下さい。

河川敷地の一時使用届出書

令和〇〇年〇月〇日

国土交通省荒川下流河川事務所

〇〇〇出張所長 へ

提出する出張所名を記入して下さい。

下記のとおり河川敷地の一時使用について届出ます。

住所	
----	--

代表者名の記入をして下さい。

開催日以前に事前告知看板設置や会場準備をする場合は、それぞれの人員数と、開催日の人員数を分けて記入して下さい。	代表者名
---	------

橋の下やグラウンド・公園等を集合同場所等として利用する場合は記入して下さい。

注意：占有者の許可を得る必要があります。

河川の名	荒川水系	荒川	右
使用目的	〇〇訓練のため		
使用場所	〇〇橋～△△ (緊急用河川敷道路 天端・その他(〇〇橋の下))		

使用人員	名
簡易仮設物の名称、構造及び数量	なし・別添資料のとおり

テント、コーン、机、椅子、給水所、仮設トイレなどを置く場合は別添資料として仮設物一覧表を提出して下さい。

使用期間 (予備日)	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (火)	08時
	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (火)	12時
	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (金)	08時 00分から
	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (金)	12時 30分まで

使用上の注意	河川の使用にあたっては、届出内容及び以下の事項を遵守してください。
--------	-----------------------------------

準備から完全撤収までの時間を記入して下さい。

河川敷地の一時使用届出書の受理拒否はされても異議は申しません。)	<p>4. 使用中は、気象情報に留意し、出水等の恐れがある場合は使用を中止し、自らの責任において対処します。なお、簡易工作物がある場合は速やかに撤収してください。</p> <p>5. 後片付け等の河川の美化・河川環境保全に万全を期してください。</p> <p>6. 現況の敷地を改変せずに使用します。</p> <p>7. 河川管理施設を損傷した場合は、速やかに出張所長に報告し、当該河川管理施設の原状回復に要する費用は、全額自己負担となります。</p> <p>8. 使用が原因し、第三者に損害を与えた場合、当届出書の提出者として責任を負います。</p> <p>9. 出張所長から指導があった場合は、その指導に従っていただきます。</p>
----------------------------------	--

原則、車両の乗り入れは出来ません。安全管理上又は資材(仮設物)の搬入出のため車両の乗り入れが必要な場合は、別途ご相談下さい。なお、その場合でも河川敷内に駐車は出来ませんので、搬入出後は速やかに退出して下さい。

その他	
-----	--

一時使用届出書の記載要領等(その他) (令和4年2月～)

■ 注意事項・禁止事項

「届出書作成にあたっての注意事項・禁止事項(別紙2-3)」の内容を確認して下さい。

■ 提出書類

①河川敷地の一時使用届出書

②提出書類について(別紙1-3)

③添付書類「別紙1-3」に記載されている資料一覧のうち、該当するもの全て

上記3点をまとめて遅くとも利用日(ただし参加者を募集する場合は募集を開始する日)の10開庁日(土日祭日、年末年始を除く10日)前までに下記提出先あて 1部提出(オンラインあるいは持参でも可)

※利用範囲が岩淵出張所と小名木川出張所の両方の管轄区間にまたがる場合は、主会場、集合場所、スタート・ゴール地点の場所を管轄する出張所に提出して下さい。

■ 届出書の記載方法

1. 年月日

一時使用届出書を提出するときの年月日を記載して下さい。

2. 出張所長の宛名

一時使用をする場所の該当する出張所長あてとなり、提出先もその出張所になります。

3. 届出者

(1)住所は「字〇〇番地」まで記載して下さい。

(2)氏名共同による届出の場合は、共同届出人の氏名をすべて列記するのが原則ですが、「〇〇〇〇外〇〇名」、「代表者〇〇〇〇」と記載しても構いません。

(3)「届出に関する担当者」には、届出の内容が確認できる方の氏名及び連絡先を記載して下さい。

(4)「利用日当日担当者」には、利用日当日に現地に対応する方の氏名及び連絡先を記載して下さい。

4. 河川の名称

河川の流れに沿って(河口に向かって)左が左岸、右が右岸です。

5. 使用目的

使用目的、方法等の概要を具体的に記載して下さい。

6. 使用場所

使用場所の住所又は地先名を記載して下さい。なお、使用場所が広範囲にわたる場合は、〇〇～〇〇等と記入し、別途添付する地図等で使用場所を明確にして下さい。

7. 簡易仮設物の名称及び構造・数量

搬入又は設置する簡易な仮設物等(コーン、テント等)がありましたら、その名称と構造・数量を記載して下さい。

8. 使用期間

準備、後片づけを含めた期間を記載して下さい。

9. その他

上記以外について記載すべきことがありましたら記載して下さい。

■ 提出先

笹目橋～西新井橋 【岩淵出張所】 東京都北区志茂5-4-1-2

窓口受付時間（平日）9:45～11:30, 13:00～16:00

ただし、河川パトロール等により一時的に不在となることがあります。

TEL: 03-3901-4240

FAX: 03-3901-2442

メールアドレス: ktr-arage-iwabuchi@mlit.go.jp

西新井橋～河口 【小名木川出張所】 東京都江東区大島8-3-2-6

窓口受付時間（平日）9:45～11:30, 13:00～16:00

ただし、河川パトロール等により一時的に不在となることがあります。

TEL: 03-3681-6131

FAX: 03-3683-7453

メールアドレス: ktr-arage-onagigawa@mlit.go.jp

河川敷一時使用（その他）

届出書作成にあたっての注意事項・禁止事項

➤ 注意事項・禁止事項

- 新・荒川下流河川敷利用ルール[※]を守ること。
- 届出書様式の使用上の遵守事項を了解し、一時使用の届出を行うこと。
- 緊急用河川敷道路や天端道路は、緊急車両や他の利用者が通行できる道幅をそれぞれ確保すること。
- 一般利用者に迷惑をかける行為は禁止！！
- 届出内容以外の行為は禁止！！
- 火気厳禁！！
- インク、ペンキ、石灰で印、ラインを引くことは禁止！！
- 地形が変わる行為は禁止！！
- 基本的に簡易な仮設物は占用地内のみ設置可能。
- 基本的に使用時間は日の出から日の入りまで（夜間は不可）
- 届出後であっても、工事等により使用場所等の変更が必要になる可能性がある。

➤ 車両について

- 許可された車両以外は、『河川敷道路等』への進入は出来ません。
「許可された車両」とは、河川工事のための工事車両、警察や消防などの緊急用車両、河川敷内の公園等の施設管理者の車両、河川敷駐車場への乗り入れる車両です。

※ 新・荒川下流河川敷利用ルール（平成 30 年 1 月 1 日施行）

■ 禁止行為

1. ゴミの不法投棄は禁止です。
2. たき火やゴミの焼却は禁止です。
3. 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。
4. 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です（管理者の許可がある場合は除く）。

■ 危険・迷惑行為

1. バットやゴルフクラブなどは指定場所以外では使用しない。[危険行為]
2. バーベキューや煮炊きなどは指定場所以外では行わない。[危険行為]
3. 無人飛行機（ドローン・ラジコン機等）及び模型飛行機は飛ばさない。[危険行為]
4. 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。[迷惑行為]
5. 22時以降は音の出る花火はしない。[迷惑行為]

■ マナー

1. 自転車は徐行し、歩行者を優先しましょう。
2. 河川敷道路に自転車や荷物などを置かないようにしましょう。
3. 河川敷道路では、キャッチボールなど通行の妨げとなることはやめましょう。